

今月の内容

- ◆9月より、新しい「標準報酬月額」が適用されます
- ◆厚生年金の保険料率に変更はありません
- ◆2019年10月1日より「東京都最低賃金」が変わります

9月より、新しい「標準報酬月額」が適用されます

- 7月に提出した「算定基礎届」により、9月以降に適用される **標準報酬月額*** が決定されます。
- 新しい標準報酬月額は、日本年金機構や健保組合から交付される「被保険者標準報酬決定通知書」で確認することができます。(弊社で算定手続きおよび給与計算を行っている事業所様の「被保険者標準報酬決定通知書」は、原則弊社でお預かりしています。)
- 9月に決定された標準報酬月額に基づき計算された社会保険料は、10月に支給する給与から控除することになります。

※「標準報酬月額」とは

- 標準報酬月額とは、社会保険加入者が受ける報酬の月額（残業代、通勤費等を含む）を、いくつかの区切りのよい幅（等級）で区分した“仮の報酬月額”のことです。
- 標準報酬月額を基にして社会保険料の額が決まります。また、出産手当金、傷病手当金および将来受け取る厚生年金の額も、標準報酬月額を基に算出されます。

【例】

標準報酬月額	報酬月額
⋮	⋮
260,000 円	250,000 円 ~ 269,999 円
280,000 円	270,000 円 ~ 289,999 円
300,000 円	290,000 円 ~ 309,999 円
⋮	⋮

厚生年金の保険料率に変更はありません

- 厚生年金の保険料率は、平成 16 年より毎年 9 月に 3.54/1000 ずつ引き上げられてきましたが、平成 29 年 9 月以降は「183/1000」に固定されました。そのため、厚生年金保険料率の改定はありません。

厚生年金保険料率	183.00/1000
事業主・ご本人折半負担率	91.50/1000



10月1日より「東京都最低賃金」が変わります

2019年10月1日より、東京都最低賃金は次の金額となります。

時間額 **1,013円**

改正前：985円（28円UP）

- *東京都内の事業所においては、上記の最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。（パート・アルバイト・嘱託等に対しても、上記の最低賃金が適用されます。）
- *定額残業代を支給している場合、**定額残業代は最低賃金の対象に含まれない**ことにご留意ください。（下記2.②参照）

【近県の最低賃金】・神奈川 1,011円 ・埼玉 926円 ・千葉 923円（いずれも2019.10.1～）

1. 最低賃金制度とは

- 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、「使用者は労働者に**最低賃金額以上の賃金**を支払わなければならない」とする制度です。（最低賃金法）
- 仮に、労働者が最低賃金額より低額の賃金を承諾したとしても、使用者は最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

2. 最低賃金の対象となる賃金、ならない賃金

- 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。次の賃金は、最低賃金の対象に含まれません。

【最低賃金の対象に含まれない賃金】

- ① 精皆勤手当、通勤手当および家族手当
- ② 時間外、休日および深夜の労働に対して支払われる賃金（残業手当、休日手当、深夜手当など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

3. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかのチェック方法

- 実際に支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを確認するときは、以下の方法で比較してください。（実際の賃金額については、上記2.もご参照ください。）

時給制の場合	時間給	≥ 最低賃金額
日給制の場合	日給 ÷ 1日の所定労働時間	≥ 最低賃金額
月給制の場合	月給 ÷ 1ヵ月の平均所定労働時間	≥ 最低賃金額

